



この臨時号は、8月5日(金)時点の情報をもとに作成しています。

～ 自衛隊が全部隊撤退～

「救ってくれて…」 「守ってくれて…」

✓ 本当におありがとうございました！

震災の翌日から本市に入って救援活動が続けてきた自衛隊は、7月30日をもって完全に撤収しました。行方不明者の捜索・人命救助、給水支援、炊事・給食支援、輸送・搬送支援、医療支援や入浴支援などの活動を行ってきた自衛隊員は、この日までの4か月半の間に延べ6万人にも上りました。この日、気仙沼市を後にしたのは、多賀城市の第22普通科連隊と九州の西部方面入浴支援隊で、市民会館前で行われた見送りのセレモニーには多くの市民が集まりました。出発前には、市民が自衛隊員に手紙やプレゼントを渡す光景が見られ、沿道を埋め尽くすほどの多くの市民がこれまでの活動に感謝を込めながら見送っていました。

また、前日の29日には本吉地域で入浴支援を行ってきた西部方面入浴支援隊のお別れ会が、本吉総合体育館で開催され、プレゼントや吹奏楽の演奏などで感謝の気持ちを伝えました。

これまで本市内では、東京消防庁をはじめとする緊急消防援助隊や東京都医療救護班をはじめとする医療支援チームなど、多くの機関や団体の皆さんが、それぞれ捜索・救助活動、医療救護活動などを行い、今後の本市の復興を願いながらこの地を後にしています。現在は、気仙沼海上保安署や宮城県警察、気仙沼・本吉広域消防本部、気仙沼市消防団、気仙沼市医師会、東北電力やN T T東日本、そして多くのボランティアや企業・団体などが、引き続き復旧・復興に向けてそれぞれの活動を続けていただいています。



↑手紙を渡して別れを惜しむ子どもと、受け取る自衛隊員の皆さん



←3月12日以降、昼夜を問わず、懸命に救助・捜索、復旧作業に取り組んでいただきました



～ (仮称) 気仙沼市震災復興計画に市民の意見を反映～

✓ 第5・6回気仙沼市震災復興市民委員会を開催

【問】 市企画政策課企画政策係 内線313



■5・6回いずれの委員会でも、活発な意見が交わされました(7月28日ワン・テン庁舎)

■ハード・ソフト両面からの防災対策

7月22日にワン・テン庁舎の大ホールで開催された第5回気仙沼市震災復興市民委員会では、防災対策として避難ルート確保の方策、減災の視点に立った護岸整備、ITを活用した災害対応メディアセンターの整備、防災教育の必要性など、また、環境・エネルギー対策として、太陽光パネル設置の推進、防潮林用の照葉樹の植樹などの提言がありました。

■地域コミュニティが防災の重要な要素

7月28日にワン・テン庁舎の大ホールで開催された第6回市民委員会では、地域コミュニティの強さが防災の重要な要素であるとの意見のほか、医療分野でのIT化の推進、高齢者の働く場の創出、就学支援の必要性、万全の避難所機能を有した公民館・市民会館の必要性などの意見が出されました。

今後、市では、震災復興会議や市民委員会委員の皆さんのご提言やご意見を踏まえて、(仮称) 気仙沼市震災復興計画を策定していく予定です。なお、市民の皆さんに市のホームページに掲載している会議資料や会議記録をご覧いただき、ぜひ、市民委員会に対してのご意見・ご提言をお願いします。詳しくは8月1日発行の「広報けせんぬま災害臨時号No.7」をご覧ください。電話などでお問い合わせください。

● 震災関連情報は次の方法でお届けしています



■各避難所・市民の皆様へお知らせ
掲示場所：各避難所、市役所、総合支所など



■さいがいエフエム
けせんぬまさいがいエフエム(77.5Mhz)
けせんぬまもとよさいがいエフエム(76.8Mhz)



■市公式 Web サイト：「気仙沼市公式」で検索
U R L : <http://www.city.kesennuma.lg.jp/>



■携帯サイト：
i-mode EZweb Yahoo!
ケータイ



■被災者
支援メール
※事前登録が必要です。
●下記アドレスにメール後、
返信内容を確認し登録
【05999@nopamail.jp】

水道料金の特別措置を見直しました

震災で被災した方の負担を軽減するため、水道料金の特別措置の実施を「広報けせんぬま災害臨時号7月15日号」でお知らせしましたが、その特別措置の一部を次のとおり変更します。

変更点 1

下の表中②に該当する水道使用者のうち、4月分(3月使用分)から6月分(5月使用分)までについて、それぞれの月のうち全日数断水していた場合の料金は、全額免除します。

変更点 2

4月分(3月使用分)・5月分(4月使用分)と同様の特別措置を、下の表のとおり6月分(5月使用分)まで延長します。

変更点 3

4月分(3月使用分)の納入期限を8月31日(水)とし、5月分以降の料金についても、順次納入通知書の発送、口座振替日、納入期限を延長します。

対象月	特別措置などの内容
4月分(3月使用分)	①家屋が全壊・大規模半壊・半壊 ⇒ 全額免除 ②上記以外の使用者 ◆気仙沼・唐桑地域 ⇒ 従量料金を免除(基本料金のみ納入いただきます。ただし、全日数断水していた場合は、その月の基本料金は免除します) ◆本吉地域 ⇒ 従量料金を免除(基本料金のみ納入いただきます。ただし、全日数断水していた場合は、その月の基本料金は免除します) 【基本料金】・口径13mm: 861円(気仙沼地域と同額) ・口径20mm: 1,732円(気仙沼地域と同額) ・口径25mm以上: 2,240円
5月分(4月使用分)	
6月分(5月使用分) ※4・5月分と同様	
7月分(6月使用分)	●家屋が全壊・大規模半壊・半壊 ⇒ 全額免除(平成24年3月料金まで) ※ただし、上記期間中に水道水を使用した実績があった場合は、通常どおり料金を請求いたします。 ●上記以外の使用者 ⇒ 通常どおり納入いただきます(気仙沼・唐桑地域・本吉地域いずれも同じ取り扱いです)

※被災した家屋の閉栓手続きを済ませていない方は、市ガス水道部管理課までご連絡ください。

☑ 震災で亡くなられた方の火葬料などを負担されたご遺族の方へ

【問】市環境課環境衛生係 tel : 0226-22-3417

市では、震災で亡くなられた方の火葬料の免除やご遺体の搬送費用の負担を行っているほか、棺・骨壺などを無料で支給しています。これらの費用について、個人で負担している方を対象に、その費用を市から給付します。

申請書は、対象者と考えられる方に市がご自宅などに郵送しています。対象となる方で申請書が届かない場合は、電話などでお問い合わせください。

■給付申請ができる方：東日本大震災により亡くなられた市民の方のご遺族などで、下記の給付対象経費を負担した方

※震災当日から4月30日までに、病気などで亡くなられた方を含みます。
 ※生活保護法による葬祭扶助を受け、埋火葬を行っている場合を除きます。

■対象となる経費：①棺、骨壺など一式 ②火葬費用 ③ご遺体搬送費用④ご遺体納棺・保管費用(ドライアイス代、安置室保管料)

※ご遺族などにより行われる葬儀などの費用は対象となりません。詳しくはお問い合わせください。

■申請方法：市が郵送した申請書に必要な事項を記入し市環境課あてに郵送するか、8月18日(木)以降に次の窓口を持参してください。

⇒ 郵送先：〒988-8501 住所記載不要

市環境課環境衛生係 あて

⇒ 窓口：市環境課環境衛生係(本庁舎2階)

唐桑総合支所市民生活課(総合支所1階)

本吉総合支所市民生活課(総合支所1階)

☑ 休日・夜間 納税相談窓口を開設します

【問】市税務課収納係 内線 249・251

市では、震災の影響などで市税が納付できない方や、事情があり納期限までに納付が困難な方などを対象に、次の日程で休日・夜間納税相談窓口を開設します。

■休日開設日時：8月27日(土)と28日(日)の、午前9時から午後4時まで

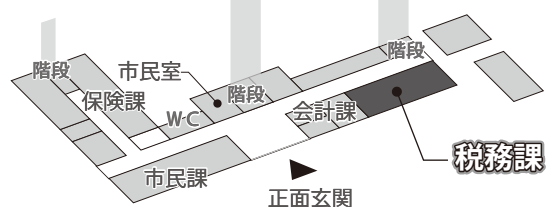
■夜間開設日時：8月29日(月)の、午後5時15分から8時まで

■対象税目：市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税

■開設場所：市税務課窓口(本庁舎1階)

【税務課案内図】

※本庁舎1階



✓ 下水道排水設備工事 責任技術者試験実施のお知らせ

【申し込み・問】 市下水道課業務係 tel: 0226-23-1010

この試験に合格した方は、県内各市町村の排水設備工事責任技術者の登録を受けるために必要な資格を取得することができます。申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

- 試験日時・会場：10月26日（水）午後1時30分から4時まで・県仙台合同庁舎（仙台市青葉区内・予定）
 - 申込受付期間：8月22日（月）から9月9日（金）まで
- ※受験対象者のうち希望者を対象に、10月4日（火）午後1時から4時まで、仙台市内で受験講習を実施します。

✓ 「地デジ簡易チューナー」支援対象者拡大と給付期間の延長について

【問】 総務省地デジチューナー実施支援センター
 ・NHK放送受信料全額免除世帯への支援
 tel: 0570-033840
 ・市町村民税非課税世帯への支援
 tel: 0570-023724

経済的な理由などで地上デジタル放送の視聴に移行できない世帯に、簡易チューナーの無償給付（テレビは給付されません）の支援を行っています。

対象世帯に「震災などで被害を受けた方」が追加されたほか、7月24日の申込期限が当分の間延長されました。対象となる方の範囲や申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

- ※給付前に簡易チューナーをご自身で購入した場合などの費用は精算されません。
- ※NHK受信料の免除は、NHK視聴者コールセンター（tel: 0570-000588）へお問い合わせください。

✓ 土地・家屋価格等縦覧帳簿をお見せします

【問】 市税務課固定資産係 内線 245・246

震災により延期していた土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

この制度は、固定資産税が課税される土地や家屋について、納税する方が、台帳などに登録された価格と市内の他の土地・家屋価格を比較することができる制度です。

- 期間：8月29日（月）から9月30日（金）まで（土・日曜日、祝日は除きます）
 - 場所：市税務課（本庁舎1階）唐桑・本吉総合支所総務企画課（各総合支所1階）、階上・大島出張所
 - 持参するもの：印鑑、本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ※縦覧できる方は納税義務者本人か本人と同居している家族及び納税管理人です。それ以外の方は納税義務者の委任状が必要です。

✓ 宮城県生命保険協会からのお知らせ

- 【問】 ●契約内容の照会
 災害地域生保契約照会センター tel: 0120-001-731
- 生命保険に関する一般的相談
 生命保険相談所 tel: 0120-226-026

家屋などの流失や焼失により加入契約状況が不明な場合は、「災害地域生保契約照会センター」で全ての生命保険会社における契約の有無を調べることができます。

なお、被災され未だ行方不明の方やご遺体が発見されていない方についても、届出人による申述書などを添付することにより死亡届が提出できるようになっています。保険請求方法などは、ご加入の生命保険会社か「生命保険相談所」までお問い合わせください。

一関市内 室根(折壁)地区・千厩地区 応急仮設住宅のご案内

便利な立地条件です

【問】 市社会福祉事務所 内線 293・294

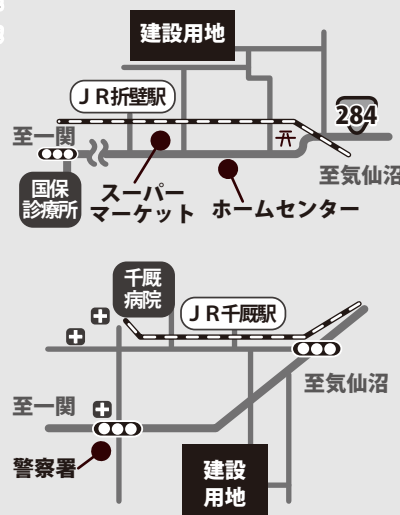
市では、震災により住宅に被害を受けた方の一日も早い応急仮設住宅入居を目指し、本市と隣接する岩手県一関市内の2か所の応急仮設住宅を準備しています。いずれも JR 大船渡線や国道 284 号線沿いで気仙沼からのアクセスも良く、地域の中心部に位置し JR の駅から徒歩数分の距離です。商店街や大型店、医療施設も近いなど便利な立地条件にあります。完成予定は8月下旬です。

【室根(折壁)団地】旧折壁小学校：92戸 ▶

- JR折壁駅～気仙沼駅
 ⇒JR：約14分、自動車：約20分
 折壁駅から徒歩数分。付近には商店街やホームセンターがあります。室根支所付近には診療所と歯科診療所があり、介護サービスなども充実しています。

【千厩団地】旧千厩中学校：228戸 ▶

- JR千厩駅～気仙沼駅
 ⇒JR：約28分、自動車：約35分
 千厩駅から徒歩数分。付近や郊外には商店街や大型商店街もあります。付近の中核病院である岩手県立千厩病院をはじめ、民間の医療機関や介護施設も充実しています。



▲室根支所付近にある診療所と歯科診療所



▲付近にある県立千厩病院



▲大型店舗もあり買い物も便利

※JRは1日10往復半、岩手県交通特急バスは9往復しています。ダイヤなど詳しくはお問い合わせください。
 ※応急仮設住宅は被災者を支援する仮の住まいですので、住民票を移さなければならない義務はありません（移さなくてもかまいません）。なお、住民票を移さない場合は、送付先変更届を気仙沼市の保険課や高齢介護課に提出していただければ、国民健康保険や介護保険などのご案内も仮設住宅に送付します。

胃がん検診に関するお知らせ

【問】市健康増進課健康予防係 tel: 21-1212

平成23年度前期胃がん検診を実施します。9月の実施内容は次のとおりです。

■対象：35歳以上の方（昭和52年4月1日以前に生まれた方）

■受付時間：午前7時15分から9時30分まで

■自己負担額：

35歳～69歳の方 ⇒ 1,600円

※ただし、65～69歳で後期高齢者医療被保険者証（保険証）をお持ちの方は500円

70歳以上の方 ⇒ 500円

■実施日・場所・対象地区：

《1日(木)》

【中井公民館】：中井1～4、小鯖1・2

《2日(金)》

【中集会所】：中1～3、小鯖3

《3日(土)》

【保健福祉センター「燦さん館」】：石浜1～3、只越1・2

【館老人憩いの家】：館1・2、大沢1～4

《10日(土)》

【上郷コミュニティセンター】：大谷東、寺谷、中郷

【大谷公民館】：大谷前浜・天ヶ沢、山谷、日門、大谷南

《17日(土)》

【本吉総合体育館】：高1・2、小泉新町、小泉仲町、小泉下町、小泉西、小泉東

※指定地区以外の日程でも受診可能です。ご都合の良い日程を選んで受診してください。

※10月上旬に鮎立・舞根・宿地区を対象に検診を実施する予定です。

「子宮がん」・「30歳代の乳がん」の検診を実施しています

【問】市健康増進課健康予防係 tel: 21-1212

いずれも12月28日まで実施しています。

【子宮がん検診】

■対象：平成4年4月1日以前に生まれた女性の方

■自己負担額：

●20歳～69歳の方⇒ 2,100円

●70歳以上の方⇒ 735円（65歳から69歳までで後期高齢者医療保険の加入者を含む）

【乳がん検診】

■対象：昭和47年4月2日から57年4月1日までに生まれた女性の方

■自己負担額：820円

※生活保護世帯はいずれも無料です。

■実施医療機関等：

医療機関名	予約	備考
猪苗代医院 tel: 22-7180	必要	乳がん検診のみ
おだか医院 tel: 22-3210	不要	乳がん検診のみ
遠藤産婦人科医院 tel: 22-6828	必要	—
齋藤外科クリニック tel: 22-7260	必要	乳がん検診のみ
森産婦人科 tel: 22-6808	集団検診のみ 必要	—
気仙沼市立病院 tel: 22-7100	不要	—

※各医療機関に備え付けの受診票をご利用ください。

※子宮がん集団健診に申し込んでいる方は、平成24年2月に実施する予定です。

事業者・従業員の皆様へ お知らせ

～申請期限にご注意ください～

未払賃金の立替払制度について

【問】 ●石巻労働基準監督署

気仙沼臨時窓口

tel: 090-7599-4066

●石巻労働基準監督署

tel: 0225-22-3365

●宮城労働局監督課

tel: 022-299-8838

1年以上活動していた事業所が震災により被害を受け倒産状態になった場合、国が事業所に代わって未払賃金（給与・退職金）の8割相当額を立て替え払いする制度があります。

制度の利用には、従業員のうち、少なくとも1人が退職日から6か月以内に申請することが必要で、亡くなられた方のご遺族や行方不明の方のご家族も手続きできます。

手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

※3月11日が退職日の場合、9月11日を過ぎると申請ができなくなりますのでご注意ください。

～被災された事業主の方～

労働保険料等免除の特例について

【問】●宮城労働局労働保険徴収課 tel: 022-299-8842

●石巻労働基準監督署 tel: 0225-22-3365

今回の震災により、宮城県全域で大きな被害を受けたことから、労働保険料等免除の特例措置が施行されました。被災された事業主の方は、下記の要件に全て該当している場合、労働保険料等の免除を受けることができます。

本特例について、詳しくはお問い合わせください。

■免除の要件：

◆3月11日時点で事業所が特定被災区域（宮城県は全域が該当）に所在していること。

◆震災により損壊等の被害が生じたことなどの理由で休業または事業を縮小していること。

◆労働者1人当たりの1か月間の賃金額が、震災発生前の直近の賃金額とくらべて、2分の1未満になっていること。

～仕事を探している方～

巡回職業相談会開催について

【問】ハローワーク気仙沼巡回相談専用電話

tel: 090-7598-2981

ハローワーク気仙沼では、仕事を探している方々の巡回職業相談会（紹介業務を含む）を避難所や応急仮設住宅集会所で開催しています。

■開催日時：毎週月曜～金曜日

午前10時30分～12時、

午後1時30分～3時

※開催日時は変更になる場合がありますので、事前に問い合わせのうえ、ご参加ください。

※会場については、お問い合わせください。